

H26年11月24日

第15回広島視覚障がい者の問題を考える会第15回学習会

「視覚障害者の福祉・医療・教育について」 ～福岡市での取り組み～

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
福岡市立心身障がい福祉センター
リハビリテーション係
宮崎 涼二

福岡市の視覚障がい者の状況（１）

①福岡市の推計人口（H26年10月1日現在）

面積（km ² ）	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
3 4 1.7 0	7 5 4.6 2 1	1.5 1 9.3 4 9	7 1 7.7 5 7	8 0 1.5 9 2

（福岡市総務企画局企画調整部統計調査課資料より）

②身体障害者手帳交付数の年度別推移（各年度：年度末）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
視覚障がい	3,762	3,743	3,730	3,704	3,688

福岡市の視覚障がい者の状況（２）

③障がいの程度別の交付数（平成25年度末現在）

（単位：人）

区分	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	3,688	1,483	1,045	255	226	474	205

（福岡市障がい者更生相談所H25年度年報より）

④福岡市の障がい者の現状

福岡市の障がい児・者（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者、重複者含む）は、平成25年6月30日現在（精神保健福祉手帳所持者は3月31日現在）で、71,196人、人口に対する出現率は4.9%。

市民の約21人に1人が身体、知的又は精神障がいがある状況。人口に占める各障がいの割合は増加傾向。

（第4期福岡市障がい福祉計画素案より）

福岡市の視覚障がい者の状況（3）

⑤障がい別手帳交付数の年度別推移（各年度：年度末現在）

障がい区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
視覚障がい	3,762	3,743	3,730	3,704	3,688
聴覚平衡機能障がい	3,791	3,827	3,905	3,995	4,118
音声・言語・そしゃく機能障がい	508	533	560	562	574
肢体不自由	26,171	26,790	27,371	27,857	28,554
内部障がい	13,928	14,376	14,875	15,205	15,630
合計	48,160	49,269	50,441	51,323	52,564

福岡市の視覚障がい者の状況（４）

H26年度（社福）日本盲人会連合
「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」より

基本情報：H26年10月1日現在

人口	1,519,349名
障害者手帳交付数	53,011名
視覚障害手帳交付数	3,683名

福岡市の福祉サービスの状況（1）

ガイドヘルパー制度

1. 実施している事業

- ①視覚障害者移動支援事業
- ②同行援護
- ③視覚障害者以外を対象とした移動支援事業

2. 事業所数

①視覚障害者移動支援事業のみ	2	事業所
②同行援護のみ	48	事業所
③視覚障害者移動支援事業所と同行援護	90	事業所
④視覚障害以外（知的・全身性等）	21	事業所
⑤視覚障害と重複のガイド事業所	199	事業所

福岡市の福祉サービスの状況（２）

ガイドヘルプの基準支給量

- | | |
|--------------|--------|
| ①視覚障害者移動支援事業 | 40時間／月 |
| ②同行援護 | 40時間／月 |

☆基準支給量を超えて決定することがある

視覚障害者移動支援・同行援護・その他のガイドヘルプに共通して適用

「継続的な通院のため支給決定時間が不足する場合は、支給量を上乘せすることがある。」

福岡市の福祉サービスの状況（3）

【同行援護制度】 2011年10月実施

障害者自立支援法の改正により、重度視覚障害者の移動支援サービスとして創設

自立支援給付における介護給付（全国一律の制度）

1. 対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等

（1）視覚障害の身体障害者手帳を所持している者

（2）同程度の障害のある児童

同行援護の支給決定は、同行援護アセスメント調査票に基づき最終的に市町村が行う。

福岡市の福祉サービスの状況（４）

２．同行援護の業務内容

- （１）移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の提供（代筆・代読を含む）
- （２）移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- （３）排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

従来の移動支援（外出支援の介護）に以下の内容が加わった。

- ①代筆・代読
- ②情報処理
- ③コミュニケーション支援

福岡市の福祉サービス（５）

『同行援護』に対する利用者のニーズ（福岡市）

- ① 通所や通学など通年かつ長期の外出の際も同行援護が認められると視覚障害者の社会参加が促進される。
- ② 病院内では医療機関に診療報酬が支払われるため、診療室内や検査室内では、介護給付費を事業者に払えないが、病院側からヘルパーは介助や付き添いを依頼されることがあり、ヘルパーも利用者も困っている。医療と福祉サービス間の報酬調整ができないか。

福岡市の福祉サービス（6）

同行援護で対象とされていないため、移動支援事業で対応していること

機能訓練を実施している心身障がい福祉センターへの通所を支援するため、機能訓練を受けている期間は、同行援護ではなく移動支援の支給決定を行い、通所時に利用を可能としている。



視覚障害者で移動支援事業の支給決定を受けているのは14人

福岡市の福祉サービス（7）

ガイドヘルパーの移動方法

ガイドヘルパーが利用者の介助をする際に、車両を使用することを以下の項目に該当する場合は認めている。

- ①有償運送の認可を受けた移動の支援事業者（ガイドヘルパー）個人の自家用車の使用
- ②有償運送の認可を受けた事業所所有の車使用
- ③道路運送法第4条の許可を受けた事業所所有の車両および道路運送法第78条の許可を受けたヘルパーの自己車両の使用

★いずれの場合も運転時間中は報酬の算定対象外

福岡市の障がい児・者日常生活用具給付事業

過去3年間の実績

(市町村が行う地域生活支援事業)

品 目	23年度		24年度		25年度	
	者	児	者	児	者	児
ポータブルレコーダー	81	—	84	2	104	—
視覚障がい者用時計	37		40		67	
点字タイプライター	4	—	3	—	3	2
音声体温計	22	—	27	—	22	—
電磁調理器	10		23		12	
点字ディスプレイ	—		19		22	
音声体重計	41		42		30	
拡大読書器	69	1	85	—	71	3
歩行時間延長信号機用小型発信器	2	—	—	—	—	—
活字文書読上げ装置	3	—	2	—	—	—
点字器	5	—	2	—	6	—
点字図書	25	1	35	—	20	—

その他の福岡市の福祉サービス（１）

サービス機関・名称	サービスの内容
福岡市立点字図書館	点字図書・録音図書・デージー図書（CD）の郵送貸出、専属の点訳・朗読・対面朗読の養成、プライベートサービス等
福岡市重度心身障がい者福祉手当	対象：身体障害者手帳1級、市の介護給付費等の支給決定又は措置を受けている人。在宅者20,000円、施設入所者15,000円（年間）毎年12月支給。
地下鉄料金の助成	福祉乗車証：無料 対象は身体障害者手帳1～3級、福祉割引証：半額 身体障害者手帳4～6級（1～3級の手帳所持者の介護者も半額）
福祉タクシー料金の助成	対象者：視覚障害1・2級で在宅の人。 タクシー代の初乗運賃額を助成（交付枚数：申請月から年度末までの月数×1ヶ月あたり4枚）

その他の福岡市の福祉サービス（2）

サービス機関・名称	サービスの内容
福岡市障がい者 就労支援センター	対象者：15歳以上の障がい者、その家族、特別支援学校や施設、事業主 目的：障がい者の就労や職場定着の促進を目的に、相談やジョブコーチ派遣など
福岡市障がい者スポーツ センター	対象：県内の障がい者や介助者。視覚障がい者向け：リフレッシュ教室（2回/月）、個人利用（水泳・卓球・トレーニング、シンクロ）や運動会・クリスマス等の行事等
「ふくおか・まごころ駐 車場」制度	対象：視覚障がい4級以上 内容：登録された駐車場を利用するための「利用証」を市が発行し商業施設や公共施設等を利用できるように支援する制度。
ふくふくプラザ（福岡市 市民福祉プラザ）	研修室やホールでの会議、サークル活動、情報提供、相談。福祉図書・情報室では図書の貸出の他、視覚障がい者の情報提供サービスとして、対面朗読の実施、対面朗読室、拡大読書器、活字音訳機を設置。

その他の福岡市の福祉サービス（3）

サービス機関・名称	サービスの内容																
<p>障がい者生活支援相談室 (心身障がい福祉センター内)</p>	<p>対象者：身体障がい者本人及び家族からの相談を受け、各種福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整を行う。当事者相談として、視覚障がい者の協力員を配置。視覚障がいの相談には同施設内の視覚部門職員が協働で対応している。</p>																
<p>福岡市社会福祉協議会 福岡市ボランティアセンター (福岡市市民福祉プラザ内)</p>	<p>視覚障がい者向け：登録団体数</p> <table border="0"><tr><td>朗読ボランティア</td><td>：</td><td>10</td><td>団体</td></tr><tr><td>点訳ボランティア</td><td>：</td><td>10</td><td>団体</td></tr><tr><td>拡大写本</td><td>：</td><td>2</td><td>団体</td></tr><tr><td>ガイドボランティア</td><td>：</td><td>1</td><td>団体</td></tr></table>	朗読ボランティア	：	10	団体	点訳ボランティア	：	10	団体	拡大写本	：	2	団体	ガイドボランティア	：	1	団体
朗読ボランティア	：	10	団体														
点訳ボランティア	：	10	団体														
拡大写本	：	2	団体														
ガイドボランティア	：	1	団体														

福岡市における 視覚障がい者のリハビリテーション

時 期	福岡市における訓練事業の歩み
昭和44年 4月	国の視覚障害者更生施設として西日本（山口県以西）を対象に理療師養成のための国立福岡視力障害センターが設置
昭和55年 5月	福岡市の単費事業「中途視覚障害者緊急生活訓練」として福岡市立心身障害福祉センターで社会適応訓練を開始
平成 2年 4月	国立福岡視力障害センターに中途視覚障害者の社会適応訓練として「生活訓練課程」を設置
平成18年10月	障害者自立支援法の施行に伴い、国立福岡視力障害センターは、福岡県より「障害者支援施設」として指定を受ける
平成19年 4月	障害者自立支援法により、福岡市立心身障がい福祉センターは「市町村地域生活支援事業」として訓練を開始
平成21年 4月	障がい福祉サービス「自立訓練事業所」として福岡市立心身障がい福祉センターは訓練を開始し現在に至る
平成22年 4月	国立更生援護施設の組織再編により国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センターへ名称改正

福岡市における 視覚障がい者のリハビリテーション

福岡市には、市の中心部に通所型の「福岡市立心身障がい福祉センター」、西部に入所型の「国立福岡視力障害センター」が生活訓練施設として存在し、それぞれの役割を担っている。また、福岡視力障害センターは、職業訓練（理療過程）も含まれている。

通所型

利用者が日常の生活や職務を維持しながら必要な訓練を身近に受けられる。

入所型

遠隔地からも入所することで、安定的に集中して訓練が受けられるため、生活面や技術面での細やかな支援が受けやすく効率的

視覚障がい者の社会適応支援

受傷期からの経過により以下の4つの段階がある。

第1段階：医学的・眼科的支援



第2段階：心理的・社会的支援



第3段階：感覚的・生活行動的支援



第4段階：社会参加・職業的支援



生活訓練

職業訓練

福岡市立心身障がい福祉センターの紹介

障がい福祉サービス（多機能型自立訓練事業所）

『機能訓練』 定員 18名

対象者：身体障がい

（視覚障がい者・肢体・言語障がい者）

要件：身体障害者手帳所持者

『生活訓練』 定員 12名

対象者：精神障がい

（高次脳機能障がい者・発達障がい者）

要件：精神保健福祉手帳所持者又は医師の意見書により認められた者

福岡市立心身障がい福祉センターの紹介

自立訓練（機能訓練）

視覚障がい者部門の業務内容（1）

1. 個別訓練

- （1）歩行訓練（行動訓練）
- （2）コミュニケーション訓練（点字・パソコン・墨字）
- （3）日常生活訓練（調理・身辺処理・買物等）
- （4）学習指導（5科目教科）視覚特別支援学校、職業訓練施設に入学を希望する人を対象

視覚障がい者部門の業務内容（2）

2. 集団訓練

- （1）野外訓練 屋外での社会体験やレクリエーションを経験（年2回）
- （2）視覚障がい者ライフサポート教室
利用者のQOLの向上を目的に集団での講義や体験教室を開催（月2回）
- （3）高齢又は重度の視覚障がい者のリハビリ教室
通常の訓練成果が困難な利用者を対象に集団での体操やレクリエーション等の活動を提供し体力向上、生活の活性化を図る（週1回）

福岡市立心身障がい福祉センターの訓練実績（過去5年間）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
訓練実人数	51	66	72	69	70
訓練件数	1,823	2,222	2,375	2,306	2,542
訓練日数	236	238	237	242	241

来所経路 (新規)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総数	26	23	34	23	30
病院	3	2	7	1	2
行政	8	2	3	5	1
知人	8	13	10	7	7
施設・学校	—	4	2	3	2
福祉団体	4	—	8	1	7
マスコミ	—	—	—	1	—
その他	3	2	4	5	11

福岡市立心身障がい福祉センターの訓練終了後の進路 (過去5年間)

年代別（新規）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総数	26	23	34	23	30
10歳代	—	—	—	4	—
20歳代	1	2	3	2	2
30歳代	2	3	3	3	4
40歳代	2	1	3	—	6
50歳代	6	6	6	4	7
60歳代	11	5	13	6	8
70歳代	3	6	4	3	2
80歳代	1	—	2	1	1

福岡市立心身障がい福祉センターの訓練終了後の進路 (過去5年間)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総数	8	28	24	29	30
職場復帰・定着	1	2	1	1	8
就職	1	—	—	—	1
職業訓練・学校	4	3	—	4	4
通所施設	—	1	—	1	3
家庭・通院	1	17	21	21	11
入院	—	1	—	—	1
施設入所	—	2	1	1	1
その他	1	2	1	1	1

福岡市における

心身障がい福祉センターの役割

福岡市の障がいの早期発見・早期療育の拠点となる成人部門を含む複合施設として昭和54年5月に開設。成人部門、児童部門、診療部門、障害者更生相談所、点字図書館を含む複合施設としてサービスを提供。

視覚障がい者部門の訓練実績

昭和54年4月～平成26年10月末までの
訓練実人数は **830名**

福岡市における

心身障がい福祉センターの役割

1. 視覚障がい者の家庭復帰、社会復帰を図るためのリハビリテーションの実施。

障がいの受容から、センターでの訓練の過程で残存機能の活用や代償手段の活用等の経験を提供しながら、本人が

『できないことばかりを探す自分』から

『できることを探し始める自分』へと変化し

動き始めるための支援をする役割。

福岡市における

心身障がい福祉センターの役割

2. 当事者同士の交流の場の提供

通所する利用者同士、家族がセンターで出会い、そこで『自分だけ悩んでいる』『自分にしかこの辛さや痛みは分からない』と思いつけてきたことをお互い語り合うことで、心の中に変化が生まれ目的意識や、また、ここに来たら会えると意欲が生まれる。

リハビリテーションの過程において、利用者を支援しているのは、リハスタッフのみではなく、当事者同士、家族、知人、医療スタッフなど様々。

福岡市における

心身障がい福祉センターの役割

「福岡つくし会」の紹介

訓練在籍者及び修了生の親睦団体

(昭和55年5月発足)

訓練修了後の受け皿として位置づけ、センターも活動の支援をしている。

活動場所：当センター研修室、スポーツセンター、市民福祉プラザ等

活動内容：お琴・大正琴・コーラス・ギター・オカリナ・川柳・短歌・社交ダンス・パソコン等の定期的なサークル活動

行事：施設見学・バスハイク・文化祭・体育祭・講演会等

福岡市における

心身障がい福祉センターの役割

3. 関係機関との連携

行政関係：所管課 保健福祉局障がい者部

訓練事業以外に、日常生活用具検討委員会での役割、市内のバリアフリーに関連する視覚関連（点字誘導ブロックの設置やロービジョンに関連する表示について等）での協働での作業や助言。

4. 視覚障がいに関する研修（講義・実習等）

福岡市新規採用職員、福岡県警職員、市営地下鉄駅務員、各区知的・精神相談支援センター職員、

病院（眼科）や看護専門学校、ホームヘルパー

・ガイドヘルパー、各種ボランティア等